

# 常勤役員の退職金に関する規程

(平成22年4月27日 総会決議)

## (総則)

第1条 本規程は定款第29条に基づき、常勤の役員の報酬等の支給基準のうち常勤役員（常務理事をいう。）の退職金に関し必要な事項を定めるものである。

## (退職金の額)

第2条 退職金の額は、在職期間に応じ、退職の日におけるその者の俸給月額に本会職員給与規則による「定年」の本会職員に準じた支給率を乗じて得た金額とする。

## (在職期間の計算)

第3条 在職期間の計算については、給与の支給開始から起算して暦に従って計算するものとし、1年に満たない端数（以下「端数」という。）は6ヶ月未満は切捨て、6ヶ月以上は切上げ、1ヶ月に満たない端数は1ヶ月と計算するものとする。

## (再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

## (退職金の支給)

第5条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

## (退職金の支給制限)

第6条 役員が職員の懲戒解雇に当たる事由で解任されたときは、当該役員には退職金は支給しない。

## (端数の処理)

第7条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

## (実施に関し必要な事項)

第8条 退職金の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、事務局職員の例に準ずるものとする。

## (改訂)

第9条 本規程の全部または一部を改訂するときは、総会の決議を得ることを必要とする。

(施行日)

第10条 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。